

土 総 第 5 1 9 号  
平成29年10月23日

総務部 営繕課長 様  
隠岐支庁関係機関の長 様  
防災部 消防総務課長 様  
農林水産部関係各課長 様  
農林水産部関係地方機関の長 様  
土木部 各課長 様  
土木部地方機関の長 様

土木部土木総務課長  
(建設産業対策室長)

建設工事の総合評価方式の入札における配置技術者の複数申請について（通知）

このことについては、「入札公告文例」において、入札参加希望者は優先順位を付けた複数の配置技術者を候補者として提出できますが、優先順位第1位以外の者は第1位の者が他工事の配置技術者として落札決定を受けた場合以外は配置を認めないこととしています。

この度、運用の適正化を図るため、この取扱いについて下記のとおり見直し、「入札公告文例」の改定を行うこととしましたので、下記により適切な運用をお願いします。

記

1. 今後の取扱いについて

- (1) 総合評価方式による発注に限り、入札参加希望者は、優先順位なく3名まで、配置予定技術者の複数申請を認める。
- (2) 落札者となった場合は、申請した候補者のうちのいずれかを配置技術者として定め、契約締結後7日以内に発注者へ届け出ることとする。（提出期限と提出様式は従来どおり。）
- (3) 落札候補者となった場合の競争参加資格要件の確認は、複数申請した全ての者について行い、1人でも資格がない場合は、その入札は無効となる。
- (4) 入札参加希望者は、競争参加資格確認資料提出後に全ての候補者が他工事の配置技術者となった場合等で配置できなくなった場合のみ、発注者へ速やかに連絡することとする。  
発注者は、競争参加資格確認資料提出時点の、指定日以降の専任要件確認等を行う。
- (5) 総合評価における配置予定技術者の評価にあたっては、従来どおり候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

2. 留意事項

- (1) 「入札公告文例」及び「配置技術者届（総合評価方式による発注用）」を、別添のとおり改定する。  
なお、今後は、入札参加希望者が誤らないよう、全ての一般競争入札及び簡易型一般競争入札

の発注時に「配置技術者届」様式を PPI へ添付すること。(総合評価方式の発注時は「配置技術者届(総合評価方式による発注用)」様式を、総合評価方式以外の発注時は従来どおりの「配置技術者届」様式を、PPI へ添付。)

- (2) 総合評価方式以外の簡易型一般競争入札は、従来どおりの取扱い(優先順位を付けた候補者の提出)とし、入札公告及び「配置技術者届」様式の改定は行わない。  
発注の際は、入札公告への記載及び「配置技術者届」様式の添付誤りのないよう注意すること。

### 3. 適用日

平成29年11月1日以降に入札公告をする工事から適用する。

<p>配置技術者</p>	<p>次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。</p> <p>ア 配置技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。</p> <p>イ 専任で配置する配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を必要とする。</p> <p>ウ <u>資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。</u></p> <p>なお、<u>落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</u></p> <p>エ 資格確認資料提出時に配置技術者が他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）の<u>いずれか</u>である場合は、他工事の契約上の工期の終期が平成〇年〇月〇日（以下「指定日」という）以前である場合、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。</p> <p>また、<u>他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。</u></p> <p>※他工事に従事中の技術者等とは専任・非専任を問わず、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。</p> <p>オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。</p> <p>他工事で落札者となったため、<u>提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。</u></p> <p>カ 落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>なお、落札後において、配置技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
--------------	--

5 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。(写しも可)

なお、資格確認資料はPDF形式とすること。

資格確認資料	<p>イ <u>配置技術者届</u> (別紙 総合評価方式用)</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <p>(ア) 記3「配置技術者」アに該当することがわかる、資格が確認できる資料(資格証明書、監理技術者資格者証等)を添付すること。</p> <p>※監理技術者として配置する場合、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証添付すること。</p> <p>(イ) 技術者との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)</p> <p>(ウ) 現在従事中の工事がある場合は、指定日以前に配置を外れることが確認できる以下の資料をいずれか一つ添付すること。</p> <p>【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コリンズの「工事カルテ(写)」又は「登録内容確認書(写)」</li> <li>・発注者に提出した従事中工事の工程表(コリンズ登録が無い場合に限る。)</li> </ul> <p>【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地竣工が確認できる書類</li> <li>・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書</li> </ul> <p>ア・ウ 略</p>
--------	--

1.1 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

(3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

(3) 以降は、項ずれを行う(略)

配置技術者届

商号又は 名称(会社名)			
ふりがな 氏名			
工事名			
資格区分			
監理技術者証	<input type="checkbox"/> 有（平成 年 月 日交付） <input type="checkbox"/> 無		
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以上の雇用関係がある <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない		
同一技術者を配 置技術者として 届け出たその他 の工事	発注機関名	工事名	開札日時
			月 日 :
			月 日 :
配置技術者の工事経験			
(以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要)			
工事名			
発注機関名			
工期	(着工)平成 年 月 日 (完成)平成 年 月 日		
工事 概要	項目	形式・数量等	項目

必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

複数の配置技術者を届出の場合は別葉とし、落札者となった場合はいずれかの者を本件工事に配置すること。

届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

届け出た全ての配置技術者が本件工事に配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

配置技術者届

		配置の優先順位		1	2	3
商号又は 名称(会社名)						
ふりがな 氏名						
工事名						
資格区分						
監理技術者証		<input type="checkbox"/> 有 (平成 年 月 日交付) <input type="checkbox"/> 無				
雇用状況等		<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以上の雇用関係がある <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない				
同一技術者を配 置技術者として 届け出たその他 の工事	発注機関名	工事名			開札日時	
					月 日 :	
					月 日 :	
配置技術者の工事経験 (以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要)						
工事名						
発注機関名						
工期		(着工) 平成 年 月 日 (完成) 平成 年 月 日				
工 事 概 要	項目	形式・数量等		項目	形式・数量等	

必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

複数の配置技術者を届出の場合は、配置の優先順位を表示（該当順位に○印を付す。）すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

届け出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。